

【短信：アメリカ】

暴行による胎児致死事件について訴追を認める連邦法の成立

土屋 恵司

はじめに

2004年4月1日ブッシュ大統領の署名を得て、「2004年暴行被害胎児法（Unborn Victims of Violence Act of 2004）」が成立した。

この法律は、妊娠女性に加えられた暴行により、その女性の胎内にいた子（胎児）の生命を損なうに至った事件において、その暴行を行った者を、当該の妊娠女性に対する暴行犯として訴追することに加え、胎児に対する致死犯として、別個に訴追することを認めるものである。

このことは胎児に一定の法的地位・権利を認めるものであり、法的地位・権利は出生した「人」について認められるとする英米法体系におけるコモンローの“Born Alive”の法理を、一定の条件の下に限ってはあつたが、覆すものとして、その是非をめぐる議論が起きている。

また、この法律により胎児に法的地位が認められることにより、女性の人工中絶選択権を制限又は否定する効果がもたらされることを警戒する人工中絶選択権擁護者（pro-choice）の非難を招いており、胎児の生命の優先保護を主張する者（pro-life）との確執が高まっている。

州法により、胎児致死事件を母親に対する暴行とは別個の犯罪を構成するものと定める州は、2004年5月末現在、30州を超える。さらにいくつかの州議会では、同様の趣旨の州法の制定に向けた審議が行われているという。

本稿は、今回の連邦法制定の経緯、同様の趣旨の州法の制定状況を概観し、米国における胎児の法的地位をめぐる今後の立法動向を窺うものである。

1 立法の経緯

2004年暴行被害胎児法の元となった下院法案（H.R.1997）は、2003年5月7日に下院に提出され、下院司法委員会等における審議を経て、2004年2月26日下院を通過した。上院では3月10日から審議が開始され、3月25日には修正なく可決された。こうして、連邦議会を通過した法案は同日、大統領の下に送られ、4月1日署名を得るに至った。

この法律は、比較的順調に連邦議会を通過したかに見えるが、背景には、同じ規定内容の法案が過去2回提出され、いずれも廃案に追い込まれたという経緯がある。

最初のもものは、第106議会下院法案 H.R.2436 であり、1999年7月1日に下院に提出され、同年9月30日に下院で可決され、上院に送られたものの上院では審議がほとんど行われず廃案に至った。次のものは、第107議会下院法案 H.R.503 であり、2001年2月7日に下院に提出され、同年4月26日には下院で可決され、上院に送られたが、同年6月8日に上院議事カレンダーに掲載されただけで、その後に審議が行われることなく廃案に至った。

これら2つの法案は、その規定内容が同じであり、このたび成立に至った2004年暴行被害胎児法の規定内容とも、法律の略称を除き、同じものとなっている。

このように規定の仕方まで同じような法案が、なぜ過去2回は廃案とされ、今回は議会を通過したのか。以下では、その背景を見ていくことを通じて、この法律がもつ意義を探ってみることとする。

(1) 妊娠女性の法的地位に対する社会的認識

20世紀末（少なくとも1990年代半ば頃）までは、胎児が第三者（母親以外の者）の行為により傷害を負い、又は死に至った事件についての連邦政府やマスメディアの関心は、母親の薬物乱用などの行為による胎児の致死傷事件についてのそれと比較すると、それほど高いとはいえなかった。^(注1)

胎児が被害者となった事件では、社会の眼はまず母親に向けられる傾向があり、父親であり夫である男性の行為が原因であることが発覚しても、その男性の責任を問うことは、往々にして英米の伝統的な社会的認識に阻まれていた。

その伝統的な社会的認識とは、妻の人格(personhood)は、夫の人格に包含され、夫は、外部からの制約をうけることなく単独で、妻の行為を統御する権限及び責務を有する、というもので、イギリスのコモンローとして確立された。この伝統は、いくらかの変容が認められるものの、アメリカ法に受け継がれた。こうしたコモンローの考え方の下で、妻に対する夫の暴力について、夫の刑事責任の追及は、厳格には行われてこなかった。婚姻関係の下での虐待には、傷害罪が適用されないことが多いというのもその一側面である。^(注2)

このような妊娠女性に対する社会的認識によって胎児の致死傷事件についての社会的対応が方向づけられていたといえる。

(2) “Born Alive” の法理

上記のような事情に加え、胎児の法的地位についての英米法のコモンローにおける“Born Alive”の法理もまた、胎児殺害事件に対する対応を規定する大きな要因となっていることも指摘することができよう。^(注3)

この法理は、合衆国に受け継がれ、一部の州を除き、近年まで維持されてきている。

この法理に従えば、胎児は、出生するまでは、

出生した「人」と同じような法的地位を認められず、たとえば、母親が受けた暴行が直接の原因となって胎児が死亡した場合は、その胎児の死亡は、母親に対する謀殺を含む暴行致死傷罪の一部として評価されることとなる。暴行を行った者は、母親に対する暴行致死傷罪の刑事責任を問われるにとどまり、胎児の致死については、母親に対する暴行致死傷罪の量刑において考慮されることはあるが、母親に対する犯罪とは別の犯罪として刑事責任を問われることはない。

妊娠女性の法的地位に対する社会的認識とコモンローの下での胎児の法的地位についての法理とが、胎児の殺害について独立した訴追をみとめる法規定の制定を阻む要因であったことは明らかに認められる。

(3) 胎児殺害の訴追を認める州レベルの動き

こうした連邦及び州のレベルでの一般的な状況下においても、一部の州においては、胎児の殺害を独立した犯罪として認める法律が制定されていた。

1835年にミズーリ州で故殺規定に胎児殺害を含める法律を制定したことを嚆矢とし、1900年までには、9つの州が、胎児殺害を故殺罪として訴追することを認めるに至っている。^(注4)

その後、1998年までには、23の州が第三者による胎児殺害を犯罪とする法律を制定している。^(注5)

そのうち15の州が、一定の条件の下で女性の人工中絶選択権を認めた1973年1月22日の合衆国最高裁判所判決（Roe v. Wade, 410 U.S. 113）^(注6)の後に、これらの州法を制定した。

これらの州法は、Roe判決に反対するpro-lifeのキャンペーンが展開されている中で制定されてきたわけであるが、そのキャンペーンが胎児殺害罪の法制化推進を目的とするものではなかったためか、これらの州法制定の動向と

キャンペーンとの間には直接的影響関係は見られない、とされている。^(注7)

後述するように、第三者の暴行による胎児殺害を犯罪として訴追を認める2004年の連邦法は、女性の人工中絶選択権を支持する pro-choice から、胎児の法的地位が女性の人工中絶権を侵食し、ついにはこれを否定するものとなるとして、同法の潜在的効果に強い懸念が表明されているが、州法についてみる限り、この時期のものを含め、1、2の例を除く大多数の法案が人工中絶禁止の問題とは別の問題として提案され、議論されるという立法経緯を辿って成立したものとみられる。

州最高裁判所は、州法に規定がない場合には、Born Alive の法理に従ってきた。これを最初に覆したのは、1984年マサチューセッツ最高裁判所判決である。同裁判所は、自動車殺人罪を定める刑法の目的のために、胎児は人であり、殺人の被害者となる可能性を有する者であると判示した。^(注8)

いずれにせよ、1999年の連邦議会に提案された法案の背景には、半数近くの州が胎児殺害を独立した犯罪とする法律を定めていたという事実があったことは確認しておかなければならない。

全米の州議会により組織された協議会 National Conference of State Legislature (以下「NCSL」とする)が2002年に公表した調査結果によると、31の州が胎児殺害を犯罪として法定している(このうち、マサチューセッツとサウスカロライナの2州は、判例法による)。このことは、2001年の法案が廃案になった時点で、既に州レベルでは胎児殺害を犯罪とする立法が増加し、ついに過半数の州で胎児殺害が独立した犯罪として刑事責任を追及されることが法的に認められるに至っていたことを示している。

さらに NCSL は、上記報告において、2002年を会期とする16の州議会に、胎児殺害法案が提

出されている、としている。^(注10) これらの法案がどのような経過を辿ったかについては、詳らかでないが、最近では、2004年2月に、ケンタッキー州で胎児殺害法が成立したことが確認されている。^(注11)

(4) 公衆の耳目を集める連邦政府の裁判管轄下の胎児致死事件の発生

1999年以降の3つの法案が提案された背景には、連邦の裁判管轄の下で訴追される犯罪(連邦法に規定する犯罪や、州境を越える犯罪を含む)で、胎児を巻き込んだ悲惨な事件が相次いで発生したことも挙げられる。それぞれの法案についての報告書から、時系列に従いその主なものを以下に掲げてみる。

- ・ 1992年2月、ウィスコンシン州で子を望まない夫が臨月を迎えていた妻に暴行を加えた。妻は病院で帝王切開手術を受けたが胎児は死産と診断された。妻も間もなく死亡した。ウィスコンシン州は、胎児殺害を犯罪とする法律がなく、夫は刑事責任を問われなかった。こうした事態を受けて、1998年、同州は胎児殺害を犯罪とする法律を制定した。
- ・ 1993年2月、ニューヨーク世界貿易センター爆破事件では、同センターで働いていた妊娠女性も被害者となり、胎児が死亡したが、裁判所は連邦法に胎児を犯罪の被害者とする規定がないため胎児の殺害の罪を問うことはできないとの見解を示した。
- ・ 1995年4月、オクラホマ市にある連邦政府ビルディング爆破事件では、妊娠6か月の連邦職員も被害を受け、胎児が死亡した。連邦法ではこの胎児の死について犯行を行った者の刑事責任を問うことはできなかったが、胎外で生存することができるまでに発育した胎児(viable fetus)を犯罪の被害者として認めるオクラホマ州法に基づき訴追を行った。
- ・ 1996年9月、オハイオ州にある合衆国空軍

基地内居住地で、軍人の夫が妊娠8か月の妻に暴行を加えた。妻は重傷を負いながらも生命は取りとめたが、胎児は暴行で破れた子宮から腹腔に出て死亡した。合衆国空軍基地内居住区は連邦の裁判管轄下にあり、連邦法が適用されるが、連邦法の殺人罪の規定は、胎児を被害者とする犯罪には適用されない。そのため、軍の検察官は、統一軍事裁判法に従いオハイオ州法を援用することにより、非故意殺の廉で夫を訴追した。

- ・ 1997年12月、バージニア州で、臨月に達しようとしていた女性が、住んでいるアパートの傍で起きた爆発で、胎児と共に死亡した。事件から3年後、元のボーイフレンドで胎児の父親である男性が連邦法の爆発致死罪で逮捕された。裁判所は、女性に対する謀殺の罪を認めたが、胎児の殺害については何らの刑事責任をも認めなかった。
- ・ 1998年4月、ノースカロライナ州で、妊娠5か月の女性が車で走行中に交差点にさしかかった所で別居中の夫に銃撃され、胎児と共に死亡した。その男性は、複数の州にまたがる配偶者間暴力の罪と銃を使用した暴力行為の廉で訴追されたが、胎児の殺害については刑事責任を問われなかった。
- ・ 1999年1月、ペンシルバニア州で、親元で新年を祝った後帰宅した妊娠8か月の女性がパイプ爆弾の爆発で殺害された。事件の1年後、胎児の父親である男性が逮捕され、連邦法の放火罪で起訴された。この男性は、女性に中絶を求めたが拒否されたため、犯行に及んだことが判明した。しかし、この男性は、胎児の殺害については、刑事責任を問われなかった。
- ・ 1999年8月、アーカンソー州で出産を翌日に控えた女子学生が、以前に交際していた男性から胎児の殺害を依頼された者に暴力を加えられた。女性は負傷しただけであったが、

胎児は胎内で死亡した。アーカンソー州は、事件の1か月前に胎児を犯罪の被害者として認める法律を制定していたばかりであり、胎児殺害を依頼した者と実行者は、この法律に基づき訴追された最初の者となった。

- ・ 2002年7月、ニューヨーク州で以前の婚約者の子を妊娠して4か月の女性が子を望まないその婚約者の男性によりライフルで射たれ、埋められて、胎児も死亡した。ニューヨーク州は、胎児は、出生しなければ犯罪の被害者とは認められないとして、この胎児殺害については訴追してない。
- ・ 2002年12月、カリフォルニア州で妊娠8か月の女性が失踪、約4か月後の2003年4月に死体で発見された。胎児は臍の緒をつけたまま母親の体外で死亡していた。容疑者として夫が逮捕され、カリフォルニア州刑法の胎児殺人罪の規定（1970年制定）に基づき訴追されている。この事件は、被害者の捜索から容疑者の逮捕、起訴に至る過程を通じて全米の注目を集め、2004年の連邦法成立を推進する原動力となった。

こうした悲惨な事件については、胎児殺害の刑事責任をも追及すべきだとする声が被害者の近親者のみならず、公衆からも上がっていたが、制定法により胎児殺害を犯罪とする規定がない場合には、胎児殺害について訴追が行われなかった。

連邦議会では、いずれの法案の提案理由においても、上記の事件のいくつかが例に取り上げられ、州法では犯罪とされるにもかかわらず、連邦の裁判管轄下で訴追されるべき同様の事件が連邦法の規定が欠けているがゆえに訴追されないという矛盾した事態を解消することが必要であるとの主張が繰り返された。

第108議会における公聴会では、2003年12月に娘を殺害され、胎児であった孫を永遠に奪われ

た女性が、“殺害された胎児には名前もつけられ、生まれた子と同じように家族の愛を受けており、その子を喪った悲しみは生涯消えることはない。その子の殺害を犯罪とせず、訴追もしないことは、その子が存在しなかったものとみなすことであり、遺族にとってはとうてい容認することができない取扱いである”、といった趣旨のことを述べ、胎児殺害を訴追する法律の制定を訴えた^(注13)。

こうした訴えは、連邦議会内に法律制定の気運を一気に高めるのに大きな効果があったものと考えられる。

2 2004年暴行被害胎児法の概要

(1) 構成

この法律は、公式の題名を「胎児を暴行傷害及び謀殺から保護すること並びにその他の目的のために、合衆国法典第18編及び統一軍事裁判法を改正する法律」といい、次の3か条から成る短いものである。

・第1条 略称

略称を「暴行被害胎児法 (Unborn Victims of Violence Act)」又は「Laci and Conner's Law」とする。後者の略称における Laci と Conner とは、この法律の制定を推進する直接的原因となった2002年末にカリフォルニア州で発生した妊娠女性・胎児殺害事件の被害者の女性 (Laci) と胎児 (Conner) を指し示す。

・第2条 胎児の保護

合衆国法典第18編中、第90章の次に新たに第90A章「胎児の保護」という章を加える。

(同章の内容については、次項で改めて概略を述べることとする。)

・第3条 軍事裁判制度

合衆国法典第10編第47章 X 節 (統一軍事裁判法)の一部を改正し、第2条と同じように、母親に対する暴力行為により死傷した胎児に

ついて、母親に対する暴力行為とは別個に犯罪の成立を求める規定を設ける。

また、第2条に掲げる連邦犯罪に対応する犯罪として、故殺、謀殺、強姦及び性交、強盗、手足切断、放火、暴行脅迫等を掲げる。

(2) 主な規定内容

以下において、この法律の主要な内容について、主たる規定である第2条を中心としてその概要を述べることとする。

① 別個の犯罪としての処罰

一定の連邦法で定める犯罪に関与し、その犯罪の実行により胎児を死に至らしめ、又は身体に損傷を与えた者は、母親に対する犯罪とは別個にそれらの犯罪の廉で有罪とし、胎児の母親の致死傷の原因となった行為に対する処罰と同様に処罰する。

② 不要とされる犯意

この条に基づく犯罪については、次のいずれのことも立証を要しない。

- ・ その行為に関与した者が被害者の女性が妊娠していたことの認識を有していたこと又は認識を有していたことが当然とされること。
- ・ 被告が、その胎児を死に至らしめ、又は身体に損傷を与えることを意図していたこと。

③ 謀殺、故殺又はその未遂の罪

暴行の実行者が、その暴行により故意に胎児を殺害し、又は殺害を試みたときは、その者は、謀殺若しくは故殺又はその未遂の廉で処罰する。

④ 死刑の不適用

この法律に基づく犯罪には、死刑は科さない。

⑤ 合法的人工中絶関連行為等の訴追禁止

この法律に基づく訴追は、次に掲げるものに該当するときは、禁止される。

- ・ 胎児の母親である妊娠女性若しくはその者を代理して行為することを法により認められた者の同意が得られ、又はそうした同意が法により推定される人工中絶に関連した行為を理由とした訴追
- ・ 胎児の母親である妊娠女性又はその胎児の医療措置を理由とした訴追
- ・ 胎児の母親である妊娠女性を対象とするその胎児に関連した訴追

⑥ 胎児に関する定義

- ・ 「胎児 (unborn child)」とは、胎内の子をいう。
- ・ 「胎内の子 (child in utero)」又は「胎内にいる子 (child, who is in utero)」とは、ホモサピエンス種 (the species homo sapiens) の一員であって、発育段階の如何を問わず、母胎内にいる者をいう。

⑦ 適用される連邦犯罪規定

この法律に基づき胎児殺害の廉で訴追される連邦犯罪を規定する条項を約50件列挙する。

3 主な争点

この2004年暴行被害胎児法に対しては、「胎児」及びこれに直接関連する用語の定義の曖昧さや、胎児殺害を犯罪として成立させるために必要な犯意を不要とすることにより合衆国憲法修正第14の適正過程 (due process) 条項に違反する恐れなどが指摘され、このような不備のある法律は、女性の権利保護のためには不適當であるばかりか、胎児の法的立場に抵触する女性の権利の侵奪という隠された意図をもつものだ、との批判・非難がなされている。以下に、それらの主な争点を紹介する。

- (1) 「胎児 (unborn child)」及びこれに直接関連する用語の定義の曖昧さから由来する問題
“unborn child” という用語は、法律用語や

医学用語として定義づけられて使用されているわけではないという見解があるが、それは別として、この法律における定義をみると、“unborn child” とは、“child in utero” をいうとしているが、この定義づけの的確さには疑問が呈されている。

そのためか、同法ではさらに“child in utero” とは、母胎内にいる (carried in womb) ホモサピエンス種をいうと定義した。そして、それは、発育段階を問わないとしているので、子宮内壁に着床以前か以後かを問わず、子宮内にある接合体 (zygote)、胚盤胞 (blastocyst)、着床後の胚 (embryo) や子孫 (fetus) などすべて含まれることになり、曖昧さは依然として払拭されていない。この定義によれば、受精直後の細胞にすぎない接合体にも一定の法的地位を認めることが可能となる。

こうした点を捉えて、この法律には、出生から憲法上の権利を与えられた成人女性と同等の権利を接合体にも認めるという不当な意図があるとする批判がなされることになる。

接合体の着床後から保護の対象となると解したとしても、いつ着床したか、暴行による侵害行為があった時点との関連はどうかなど立証することが事実上困難な問題は避けられないことも指摘されている。^(注16)

(2) 犯罪成立要件である犯意を欠くことに関する問題

この法律では、被害者となった女性が妊娠していたことを加害者が認識していたことも、胎児を死傷させる意思を有していることも要件としないため、女性が妊娠していることを知らずに暴行を加え、結果的に胎児の生命を損なうことになったとしても、この法律に基づく犯罪が成立すると定めている。

法律のこの規定の仕方について、ある行為が犯罪として成立し、処罰されるためには、犯意

(犯罪を犯す意思) がなければならぬとする刑事法上の一般原則を逸脱するもので、合衆国憲法の適正過程 (due process) 条項 (修正第14) に抵触する、とする批判がなされている。^(注17)

こうした違憲の疑いに対しては、「故意の移転 (transferred intent)」理論により、次のように説明がなされている。^(注18)

A を殺害しようとして銃を発射したところ、銃弾が A を貫通し、その後ろにいた B にも当たり、殺すつもりがなかった B をも死亡させてしまった場合、B を死亡させた行為を行う意思は、A を殺害する意思が移転したものと理解される。

こうして、妊娠女性に対する犯意があれば、胎児に対する犯意がなくとも、その女性に対する犯意が胎児に対するものへと移転して、胎児に対する犯罪が成立する。

このような説明に対し、胎児の法的地位を認めない立場からは、故意の移転は、故意が人を対象とする行為に移転することを要するが、胎児は出生するまでは法的な「人」とは認められないので、故意が胎児に対するものに移転することはできない、との批判がなされている。

2004年暴行被害胎児法成立後の2004年4月5日、カリフォルニア州最高裁判所は、射殺された女性が妊娠12週であり、胎児も母親の死亡と同時に死亡した事件で、加害者が殺害された女性の妊娠を知らなくとも、胎児の殺害について母親とは別個に犯罪を定める州法の規定に従い^(注19) 処罰されると判決した。カリフォルニア州刑法は、この連邦法におけるように犯意を要しないと定めているわけではないが、連邦法の規定に沿った論理構成で判断を行ったものと見られる。

(3) 妊娠女性の権利を制限しようとする法律であるとする評価

この法律の提案者は、凶悪な暴力犯罪を犯し

た者だけを処罰するよう、工夫を凝らした法律であることを強調している。^(注20)

しかし、胎児に法的地位を認めるような規定の仕方が、胎児を死傷させるような妊娠女性に対する暴力を抑止するという効果とともに、Roe v. Wade 判決で合衆国最高裁判所が認めた人工中絶を選択する権利の土台を侵食させるおそれを内包させることになったとの批判が pro-choice からなされている。

この法律は、この法律のいかなる規定も、妊娠女性若しくはその女性の代理として行動することが法で認められた者の同意を得た人工中絶又は法により同意を得たとみなされる人工中絶に関連した行為の訴追を認めると解釈してはならない、と定める。しかし、同時にこの法律は、受精直後の細胞や組織体から、母胎の外でも生存することができるまでに発育した段階に至ったものまですべての発育段階の胎児を犯罪の被害者となった女性その他の者と同じ法的地位を持った存在として認知する新たな法的根拠をつくりあげた。

こうした根拠が女性の人工中絶選択権を脅かす要因をもつくりあげていくことになると警戒されているのである。

たとえば、妊娠女性が、妊娠中の行為や判断の誤り、喫煙や飲酒などの廉で訴追を受ける立法がなされる可能性が指摘されている。

また、児童監護 (child custody) 措置が胎児に及ぶように拡大されたときは、胎児の監護権を与えられた生物学上の父親が母親の行為を統御することを容認すること、また、場合によっては、民事上妊娠女性に自分の胎児を保護することを委任するよう強制することができるようになることも予想されている。

最近いくつかの州の裁判所で、宗教上の信念から医療を拒否した妊娠女性に対し、子の安全な出産を保証する監護措置を受けることを命じたり、妊娠中期での人工中絶を阻止するために

妊娠女子学生の拘禁を認めるなどした例がある。^(注21)

合衆国最高裁判所の判事も、胎児にほとんど関心を持たないために胎児に生涯にわたる損傷又は病気をもたらす危険を生じさせた妊娠女性を州は処罰することができるという意見を述べている。^(注22)

こうした最近の州の動向に対しては、州が妊娠女性に対し強いコントロールを及ぼすようになれば、胎児の運命は州が左右することになり、女性は子を出産する単なる器 (vessel) の地位に貶められることにつながると警戒されている。

最近の議会及び裁判所の志向する方向性を考慮に入れると、胎児の権利を女性の権利から独立し、かつこれと同等の権利として創設することは女性の自主権を侵害する恐れにつながる、という主張を杞憂であるとして退けることができないだけの説得力がある。

おわりに

胎児を第三者の危害から保護することについては広範な支持を得られてきたことではあるが、それをどのような形で実現するかについては、母親の権利の保護や、人間観・生命観など、法的・社会的・倫理的諸側面についての調和を図ることが不可欠であり、数々の取組みもなされてきた。

2004年暴行被害胎児法は、一方に胎児の生命の保護についての素朴ともいえる国民感情の高まりを背景とし、他方では、人工中絶選択権をはじめとして伸長してきた女性の権利についての社会的認識の変遷の過程で誕生したものであり、胎児の法的地位に関わる問題についての現時点での回答であるが、完全な解決策といえるものではないであろう。

この法律に対する批判、評価に対する明確な反論、回答が出されるまでにも、長い時間を要するのかもしれない。

現在特に大きな動きが見られる人工中絶の問題など、胎児の法的地位について、直接的間接的を問わず、関わりのある諸問題が山積している。大局的視点から今後の動向を注視していかなければならない。

注

(1) Jean Reith Schroedel, *Is the Fetus a Person? A Comparison of Policies Across the Fifty States*, Cornell University Press, 2000. p.100.

なお、この文献は、胎児の法的地位について、50州の法規定の比較分析を行っている。法律のデータは1998年1月現在を基準としているが、事項によっては、1999年後半のものも取り上げている。

(2) *ibid.*, pp.120-123.

(3) 日本においては、「私権の享有は出生に始まる」(民法第1条の3)ことを原則とし、例外として、胎児については、「損害賠償の請求権については既に生まれたものとみなす」(民法第721条)。この損害賠償請求権とは、民法第711条に規定する近親者の損害賠償請求権をいい、胎児致死事件についていえば、被害者である胎児の父母が胎児を死に至らしめた者に対し胎児の生命を損なわれたことを原因として損害賠償を求めることができると定めている。

また、本稿の主題である胎児の殺害についていえば、日本の刑法では、殺人の被害者となるのは生きて生まれた「人」をいい、胎内にいて未だ生まれていない胎児は、「人」に該当しないため、胎児の殺害には、殺人罪は適用されない。

(4) Schroedel *op. cit.*, p.128.

(5) *ibid.*

(6) この判決の多数意見は、「人 (person)」という言葉は、合衆国憲法では、出生後のものとして定義されており、胎児 (the unborn) は含まれていないことを指摘し、「胎児は、これまで法律において完全な意味での人 (persons in the whole sense) として認められたことはない」と結論している (多数意見の第IX節を参照)。

- (7) *op.cit.* (5) p.126.
- (8) House Report 108-420 by the Committee on the Judiciary, House of Representatives, 108th Congress, 2nd Session, Part1 Laci and Conner's Law, Feb. 11, 2004. p.70 Footnote7.
- (9) National Conference of State Legislatures "Fetal Homicide" (2002年6月Webサイトで公表。updated April 2004) <<http://www.ncsl.org/programs/health/fethom.htm>> (last access 2004.5.10)
- この文献には、2004年4月更新の標示があるが、使用されている情報は、2004年よりも前のものであることに注意されたい。
- (10) *ibid.*
- (11) 2002年のNCSLによる調査(*op.cit.*, (9))以降2004年5月末現在までの期間において、胎児殺害法に関する州の動向について網羅的かつ信頼しうる調査を筆者は見い出せなかった。ケンタッキー州法の立法経過については、筆者の独自の調査によるものであるが、その調査の過程において併行して行った同州以外の州における立法動向については、新たな法律の制定、判例などについての確実な情報を得ることはできていない。従って、この部分の記述は、この期間において胎児殺害に関する立法等が他州にはなかったということを示唆するものではないことをお断りしておく。
- (12) House Report 108-420 (2004); House Report 107-42 by the Committee on the Judiciary, House of Representatives, 107th Congress, 1st Session, Part1 Unborn Victims of Violence Act of 2001, Apr. 20, 2001.; and House Report 106-332 by the Committee on the Judiciary, House of Representatives, 106th Congress, 1st Session, Part1 Unborn Victims of Violence Act of 1999, Sept. 24, 1999.
- (13) House Report 108-420 (2004)
- (14) *ibid.*, p.72.
- (15) *ibid.*, p.71.
- (16) *ibid.*, p.73.
- (17) *ibid.*, p.74 Footnote 21.
- (18) *ibid.* p.74 Footnote 22 and p. 75 Footnote 25.
- なお、辞書の事項としては、あまり見当たらない。法律学の初学者のための法律用語辞典 *Oren's Dictionary of the Law*, Third Edition, Thomson Learning, 2000に掲載の項目が筆者の確認できた唯一のものである。
- (19) *The People v. Taylor, Harold Wayne, Super. Ct. No.SCUC-CRCR-00-37366-02* (2004.4.5)
- (20) House Report108-420 (2004) 反対意見の項のうち結論の部分
- (21) *ibid.*, p.76.
- (22) 合衆国最高裁判所ケネディ (Kennedy) 判事の意見。Ferguson v. City of Charleston, 532 U.S. 67(2001)

参考文献 (注に掲げた文献を除く。)

- ・ National Conference of State Legislatures "Do Fetal Rights Limit Mothers' Rights?" (2002年?) <<http://www.ncsl.org/programs/health/fetal.htm>> (last access 2004.5.10)
- ・ Jeff Maahs (University of Minnesota Duluth) "Fetal Homicide—Emerging Statutory and Judicial Regulation of Third-Party Assaults Against the Fetus" <http://www.nivsonline.org/docs/fetal_homicide.doc> (last access 2004.4.8) この文献が依拠したデータは、2001年8月24日までの情報に基づくものと推定される。
- ・ John Seymour, *Childbirth and the Law*, Oxford University Press, 2000.
- ・ Marks, Dena M. "Person v. Potential: Judicial Struggles to Decide Claims Arising from the Death of an Embryo or Fetus and Michigan's Struggle to Settle the Question" *Akron Law Review* Vol.37, No.41, 2004,

(つちや けいじ・専門調査員)